

議案第30号

天理市上下水道事業経営審議会条例の一部改正について
天理市上下水道事業経営審議会条例の一部を次のように改正しようとする。

平成29年3月1日提出

天理市長 並 河 健

天理市上下水道事業経営審議会条例の一部を改正する条例
天理市上下水道事業経営審議会条例（平成23年3月天理市条例第7号）の一
部を次のように改正する。

第6条中「上下水道局経営課」を「上下水道局総務経営課」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。